

令和3年3月8日

生徒及び保護者の皆様

県立鳴尾高等学校
校長 島田 育生

緊急事態措置区域から除外されたことを踏まえた教育活動について

早春の候、平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、3月1日、本県が緊急事態措置区域から除外されました。これを踏まえて3月4日付で県教育委員会から通知があり、以降の教育活動を以下のとおりとします。

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、本校の教育活動を進めてまいりますので、ご家庭におかれましても引き続き感染拡大防止にご協力をお願い申し上げます。

1 教育活動全般（修学旅行含む）

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。
- ・県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。
- ・感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。
- ・可能な限りの間隔をとる、マスク着用の徹底、毎日の検温・手洗いの徹底、教室の換気、消毒などの感染防止対策を引き続き行う。
- ・加えて以下の対策をお願いする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○不要不急の外出を自粛する。○狭く換気も十分でない場所（部屋や控え室等）での昼食はしない。○下校時は飲食店などに立ち寄らず、速やかに帰宅する。 |
|---|

2 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、公式試合（※）を除き、春季休業前（県立学校は3月23日）までの間は、県内とする。また、活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

県内で活動する公式試合、練習試合、合同練習については、十分な感染防止対策を実施したうえで実施するとともに、宿泊を伴う活動は実施しない。

- (2) 春季休業期間中（3月24日～4月7日）に、県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域、実施時期、参加人数、移動方法については慎重に選定する。

【部活動の取扱い】

区 分	3/8(月)～3/23(火) (春季休業前まで)		3/24(水)～4/7(水) (春季休業中)	
	県内	県外	県内	県外
練習試合・合同練習	○	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
宿泊を伴う活動(合宿等)	×	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
公式試合(全国大会・国民体育大会等 その予選を含む)※	○	○	○	○

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。
参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。

3 心のケア

- ・きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。
- ・教育相談を活用できるよう体制を整える。